

大阪府教育長 酒井 隆行 様

大阪府私立学校審議会
会長 開 沼 太 郎



高等学校の収容定員に係る学則変更等について（答申）

令和 2 年 3 月 17 日付け教私第 3712 号で諮問のあった事項については、
令和 2 年 3 月 24 日開催の大阪府私立学校審議会 3 月定例会において、下記の
とおり結論を得たので答申します。

記

- 第 1 号議案 上宮高等学校の収容定員に係る学則変更の件
- 第 2 号議案 上宮学園中学校の収容定員に係る学則変更の件
- 第 3 号議案 Y.M.C.A.学院高等学校の学則変更の件
- 第 4 号議案 向陽台高等学校の学則変更の件
- 第 5 号議案 長尾谷高等学校の学則変更の件
- 第 6 号議案 大阪ブレーメン動物専門学校を設置の件
- 第 8 号議案 大手前栄養製菓学院専門学校の目的変更の件
- 第 9 号議案 学校法人ポプラ学園の設立及びポプラ介護福祉学校の設置の件
- 第 10 号議案 森ノ宮医療学園ランゲージスクールの目的変更及び収容定員変更の件
- 第 11 号議案 南大阪朝鮮初級学校の収容定員変更の件

慎重審議の結果、以上の件について適当である。

第 7 号議案 大阪ファッションアート専門学校の目的変更の件

慎重審議の結果、以上の件について継続審議とする。